

政令第 号

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年九月五日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は同年十二月五日とする。

理由

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。